

# 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案 概要

令和3年12月13日

労働基準局安全衛生部労働衛生課

# 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の概要

## 改正の趣旨

- 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(平成30年法律第71号)により新設された労働基準法(昭和22年法律第49号)第141条では、医療提供体制の確保に必要な者として厚生労働省令で定める医師に係る時間外労働の上限特例が規定されている。  
今般、同条による読替後の労働基準法第36条の協定に定める事項として、労働基準法施行規則(昭和22年厚生省令第23号。以下「労基則」という。)において、時間外労働が月100時間以上となることが見込まれる医師に対して、当該医師の健康確保措置として、面接指導を行うこと等を規定することが検討されている。  
(※本省令と同時期に改正予定。令和3年11月30日に労働条件分科会に諮問。)
- 医師を含め労働者は、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。)に基づき、実際の時間外労働が月80時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められる場合には、事業者が同法に基づく面接指導を行う必要が生じる。
- 医師は、労働時間等の状況によっては、労基則に基づく面接指導又は安衛法に基づく面接指導のどちらを受けなければならないかが分からなくなったり、両方の面接指導を受けなければならない状況が生じる。
- 労基則に基づく面接指導と、安衛法に基づく面接指導とは、制度目的に応じた違いはあるものの、その対象や面接指導における確認事項等の中身について共通する部分がある。
- このため、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。)等について所要の改正を行い、労基則に基づく面接指導を安衛法に基づく面接指導と位置づけ、安衛則及び労基則の重複を除くとともに、長時間労働が見込まれる医師に対し、確実に面接指導が行われ、健康確保が図られるようにする。

# 1 労働安全衛生規則の一部を改正する省令の概要

## 改正の内容①

### (1) 安衛則附則第19条(新設)関係

- 安衛法に基づく面接指導の対象となる労働者として、当分の間、安衛則第52条の2に規定するもののほか、時間外労働が月100時間以上となることが見込まれる医師(以下「面接指導対象医師」という。)のうち、労基則に基づく面接指導を受け、かつ安衛法第66条の8第2項ただし書に規定する事業者の指定した医師以外からの面接指導を受けた結果を証明する書面の提出があった者以外の者を加えることとする。
- 面接指導対象医師に該当するかどうかの判断は、毎月1回以上、一定の期日を定めて行わなければならないこととする。
- 面接指導対象医師について、事業者が病院等の管理者に労基則に定める面接指導を行わせる場合には、安衛則第52条の2第3項、第52条の3及び第52条の4の規定は適用しないこと(注)とする。

(注) 労基則に定める面接指導は、本人の申出に関わらず、必ず実施するものであり、本人の申出を前提とした安衛則第52条の2第3項及び第52条の3の適用は不要となる。また、第52条の4の規定に対応するものは労基則において規定されるため、適用しないこととする。

# 1 労働安全衛生規則の一部を改正する省令の概要

## 改正の内容①の補足（参照条文のみ）

（参考）安衛則（抄）

（面接指導の対象となる労働者の要件等）

第五十二条の二 法第六十六条の八第一項の厚生労働省令で定める要件は、休憩時間を除き一週間当たり四十時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が一月当たり八十時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる者であることとする。ただし、次項の期日前一月以内に法第六十六条の八第一項又は第六十六条の八の二第一項に規定する面接指導を受けた労働者その他これに類する労働者であつて法第六十六条の八第一項に規定する面接指導（以下この節において「法第六十六条の八の面接指導」という。）を受ける必要がないと医師が認めたものを除く。

2 前項の超えた時間の算定は、毎月一回以上、一定の期日を定めて行わなければならない。

3 事業者は、第一項の超えた時間の算定を行つたときは、速やかに、同項の超えた時間が一月当たり八十時間を超えた労働者に対し、当該労働者に係る当該超えた時間に関する情報を通知しなければならない。

（面接指導の実施方法等）

第五十二条の三 法第六十六条の八の面接指導は、前条第一項の要件に該当する労働者の申出により行うものとする。

2 前項の申出は、前条第二項の期日後、遅滞なく、行うものとする。

3 事業者は、労働者から第一項の申出があつたときは、遅滞なく、法第六十六条の八の面接指導を行わなければならない。

4 産業医は、前条第一項の要件に該当する労働者に対して、第一項の申出を行うよう勧奨することができる。

（面接指導における確認事項）

第五十二条の四 医師は、法第六十六条の八の面接指導を行うに当たつては、前条第一項の申出を行つた労働者に対し、次に掲げる事項について確認を行うものとする。

- 一 当該労働者の勤務の状況
- 二 当該労働者の疲労の蓄積の状況
- 三 前号に掲げるもののほか、当該労働者の心身の状況

# 1 労働安全衛生規則の一部を改正する省令の概要

## 改正の内容②

### (2) 安衛則附則第19条の2(新設)関係

- 面接指導対象医師に対する面接指導に係る安衛法第66条の8第2項ただし書の書面は、安衛則第52条の5各号に掲げるもののほか、当該面接指導対象医師の睡眠の状況を記載したものでなければならないこと(注)とする。

(注) 労基則に定める面接指導では、安衛法に基づく面接指導における確認事項に加え、「睡眠の状況」を確認することとなっていることから、同様の要件を追加するもの。

(参考) 安衛則(抄)

(労働者の希望する医師による面接指導の証明)

第五十二条の五 法第六十六条の八第二項ただし書の書面は、当該労働者の受けた法第六十六条の八の面接指導について、次に掲げる事項を記載したものでなければならない。

- 一 実施年月日
- 二 当該労働者の氏名
- 三 法第六十六条の八の面接指導を行つた医師の氏名
- 四 当該労働者の疲労の蓄積の状況
- 五 前号に掲げるもののほか、当該労働者の心身の状況

# 1 労働安全衛生規則の一部を改正する省令の概要

## 改正の内容③

### (3) 安衛則附則第19条の3(新設)関係

○ 面接指導対象医師に対する面接指導に係る安衛則第52条の6第1項の結果の記録について、前頁(2)の改正を踏まえ、当該面接指導対象医師の睡眠の状況を追加すること(注)とする。

(注) 労基則に定める面接指導では、安衛法に基づく面接指導における確認事項に加え、「睡眠の状況」を確認することとなっており、前頁(2)の改正により安衛法第66条の8第2項ただし書の書面に「睡眠の状況」を追加するとともに、当該提出された結果の記録についても「睡眠の状況」を追加するもの。

(参考) 安衛則(抄)

(面接指導結果の記録の作成)

第五十二条の六 事業者は、法第六十六条の八の面接指導(法第六十六条の八第二項ただし書の場合において当該労働者が受けたものを含む。次条において同じ。)の結果に基づき、当該法第六十六条の八の面接指導の結果の記録を作成して、これを五年間保存しなければならない。

2 前項の記録は、前条各号に掲げる事項及び法第六十六条の八第四項の規定による医師の意見を記載したものでなければならない。

## 2 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正の概要

### 改正の内容

- 本省令改正(※1の安衛則改正)により新たに規定される安衛則附則第19条の3の規定により、面接指導対象医師に対する面接指導の結果の記録については、前頁(3)のとおり、面接指導の結果の記録の保存及び作成が必要となるところ、電磁的記録によることを可能とすることとする。

(参考)

- 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の別表第一表一及び別表第二において、安衛則第52条の6第1項の面接指導の結果の記録の保存及び作成が掲げられており、当該記録の保存及び作成については、電磁的記録による保存及び作成が可能となっている。

### 3 施行期日

公布日: 令和4年1月中旬(予定)

施行期日: 令和6年4月1日